

JRIS

鉄道車両—電磁接触器—一般

JRIS J 0503 : 2006

(JARI)

平成 18 年 12 月 25 日 制定

日本鉄道車輛工業会規格調査会 審議

社団法人 日本鉄道車輛工業会 発行

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

日本鉄道車輛工業会規格審査会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 眞 一	財団法人 研友社
(委員)	河 合 篤 篤	国土交通省 鉄道局
	宮 本 昌 幸	明星大学
	高 原 英 明	明星大学
	古 関 隆 章	東京大学 大学院
	岡 本 勲	財団法人 鉄道総合技術研究所
	新 井 静 男	東日本旅客鉄道株式会社
	加 藤 秀 一	東京地下鉄株式会社
	堀 江 富士雄	近畿車輛株式会社
	堀 江 哲	株式会社日立製作所
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
	溝 口 正 仁	社団法人 日本鉄道車輛工業会
(顧問)	井 口 雅 一	東京大学 名誉教授
(事務局)	下 村 孝	社団法人 日本鉄道車輛工業会

日本鉄道車輛工業会 基準整備委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	手 塚 和 彦	財団法人 鉄道総合技術研究所
(委員)	佐 藤 公 一	川崎重工業株式会社
	山 口 隆	日本車輛製造株式会社
	河 口 清	近畿車輛株式会社
	川 端 俊 夫	東急車輛製造株式会社
	尾 藤 千 秋	新潟トランス株式会社
	持 留 裕 之	三菱重工業株式会社
	和 嶋 武 典	株式会社日立製作所
	大 西 利 之	株式会社東芝
	塩 見 省 吾	三菱電機株式会社
	尾 崎 覚	富士電機システムズ株式会社
	細 田 芳 男	東洋電機製造株式会社
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
	栄 簾 忠 重	ナブテスコ株式会社
	新 井 衛	日本信号株式会社
	島 添 敏 之	株式会社京三製作所
(顧問)	田 中 眞 一	財団法人 研友社
(鉄車工委員)	佐 藤 芳 彦	社団法人 海外鉄道技術協力協会
	溝 口 正 仁	社団法人 日本鉄道車輛工業会
	下 村 孝	社団法人 日本鉄道車輛工業会
	宗 像 政 美	社団法人 日本鉄道車輛工業会
	川 平 吉 郎	社団法人 日本鉄道車輛工業会

制 定 : 社団法人 日本鉄道車輛工業会 会長

掲 示 : 鉄道車両工業 ; 工業会のホームページ : URL ; <http://www.tetsushako.or.jp>

発 行 者 : 社団法人 日本鉄道車輛工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-2 NTT-TEL ; 03-3257-1901 NTT-FAX ; 03-3257-3200)

審 査 : 日本鉄道車輛工業会規格審査会

作成委員会 : 当工業会基準整備委員会

この規格についての意見又は質問は、当工業会にお願いします。

なお、この規格は、原則として5年を経過する日までに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 用語及び定義.....	1
4 性能.....	1
5 構造, 形状, 寸法及び材料.....	3
6 試験方法.....	3
7 試験の項目と分類.....	4
8 表示及び包装.....	4
9 提出資料.....	5

(1)

著作権法により無断での複製, 転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、**JRS 15161-1C-15A1E** が 1987（昭和 62）年に公的な効力がなくなったのに伴い、その技術的内容を継続して利用することができるように、最新の技術的内容をベースに見直しの後“日本鉄道車輛工業会規格（以下、鉄車工規格という。）の制定に関する規程”の規定に則り“鉄車工規格審査会”の審議を経て、日本鉄道車輛工業会会長が制定したものである。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。会長及び鉄車工規格審査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JRIS “Jシリーズ” 制定の背景

日本国有鉄道が制定した鉄道に関わる規格（JRS）は、1987（昭和 62）年の国鉄の分割民営化時点で、公的な効力が終了し、以後、この規格を維持管理する体制がなくなった。しかし、鉄道車両の分野においては、この JRS の規定内容を該当する仕様書又は図面中に再掲する方法で活用する例が数多くある。

そこで、鉄道車両の分野で、今後も継続して利用する可能性の高い JRS の内容は、現在の技術レベルでの見直しを行った後に、鉄車工規格として受け入れ制定・登録することとした。

この規格は、“Jシリーズ”として区分し、規格のグループ別に区切って番号を割り当てる方法を採用している。したがって、従来の JRS 番号との関連はない。

JRIS は、関係する技術分野に応じて五つに区分した体系で構成している。

この規格の“Jシリーズ”のほかにも、“D”、“E”、“R”、“W”シリーズがある。

(2)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

鉄道車両—電磁接触器一般

Rolling stock-General rules of electro-magnetic contactor

1 適用範囲

この規格は、車両の直流及び交流回路に用いる電磁接触器（以下、“接触器”という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）には適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS E 4001 鉄道車両用語

JIS E 4031:1994 鉄道車両部品—振動試験方法

JIS E 4032:1994 鉄道車両部品—衝撃試験方法

JIS E 5004-1:2006 鉄道車両—電気品—第1部：一般使用条件及び一般規則

規格概要につき以下は省略する。